

注目記事

◆1・2ページ◆

平成21年度 社会福祉法人誠心会
地域生活相談室 せんとらる主催セミナー

救護施設やしおみ荘
〒972-0161 福島県いわき市遠野町上遠野字堀切27
☎(0246) 89-3333 ㊟(0246) 89-3334

知的障がい者通勤寮 レジデンスなこそ
〒979-0145 福島県いわき市勿来町四沢清水17-1
☎(0246) 78-1336 ㊟(0246) 65-4160

指定相談事業・地域生活相談室せんとらる
〒979-0145 福島県いわき市勿来町四沢清水17-1
☎(0246) 65-5222

知的障がい者更生施設ふじみ更生園
シヨートステイほっと
〒972-0252 福島県いわき市遠野町上根本字白坂384
☎(0246) 89-3400 ㊟(0246) 89-3454

虹のかけはし
〒974-8261 福島県いわき市植田町中央3-17 植田ビル2F
☎(0246) 77-2885 ㊟(0246) 77-2886

ワークセンターしおさい
〒971-8161 福島県いわき市小名浜諏訪町11-10
☎(0246) 73-2077 ㊟(0246) 73-2078

手打ちうどん 天眞庵
〒974-8212 福島県いわき市東田町2-11-7
☎(0246) 77-2033

ヘルパーステーションあくていぶ
〒974-8261 福島県いわき市植田町中央3-17 植田ビル3F
☎(0246) 62-8810 ㊟(0246) 62-8810

児童デイサービスチャーむ・日中一時支援事業ウイズ
〒971-8166 福島県いわき市小名浜愛宕上13-23
☎(0246) 73-2033 ㊟(0246) 73-2034

平成21年度 社会福祉法人誠心会 地域生活相談室 せんとらる主催セミナー

平成22年3月6日(土)スバリ
ゾートハワイアンズ「ラピーター」
にて、県内外の施設関係者、行政
関係者、保護者等、180名を超
える参加のもと、当法人地域生活
相談室せんとらるが主催で、今後
制定される予定の「障害者総合福
祉法」をテーマに講演会を開催し
ました。

当法人理事長 松崎有一、共催
者を代表していわき市長 渡辺敬
夫様よりご挨拶がありました。ご
来賓として衆議院議員 吉野正芳
様にはご祝辞を頂きました。多く
の方々を支えられ、この講演会が
無事開催されましたことを、心よ
り感謝申し上げます。この場を借
りて、御礼申し上げます。ありが
とうございました。

＊以下に、講演会内容をご紹介致
します。

演題「障がい福祉のゆくえ〜障が
い者総合福祉法について〜」
厚生労働省 社会・援護局 障害
保健福祉部

障害福祉課長 中島 誠氏

① 今後の障害制度について

○自立支援法は廃止。新制度を障
害者・関係者の意見を聞き検討。
○障害者の地域生活支援・基盤整
備。

政策の方向性は自公政権・民主
党中心の連立政権であり、強ま
りこそすれ弱まらない。
具体的には、ホップ・ステップ・
ジャンプのジャンプを一気にし
なくていいように、今からホッ
プ・ステップとして①新体系へ

の移行②グループホーム・ケア
ホーム(住まいの場)の整備③
相談支援体制の充実(障害者の
ニーズを把握、障害者と結びつ
け、ふさわしいサービスかをモ
ニタリング。不足しがちなサー
ビスの抽出)④就労支援の4点
を行う。

新制度のポイントは、

①制度の谷間を無くす：難病等の
福祉サービスを要する方をどう
考え、難病の範囲をどう確定す
るか。

②応能負担が基本の制度を作る。
③支給決定プロセス：その人の社
会的・環境的な要因を考慮して、
支給決定していくべき。

○事業者本位から利用者本位へ。
○新体系サービスの移行は、障害
者に対する地域生活支援の一
つ。

② 新体系サービスへの移行支援

経営面は5・1%の報酬改定に
おいて、特に重度者に対する手厚
いサービスをして頂き、各種加算、
移行後の収入保障、従前額保障に
て、移行前の収入を保障。諸々の
経費に対する助成。新体系に移り、
経営感覚を持って事業運営をする
と、経営的に厳しくなることはな
い。新体系に移行については、都
道府県間に格差がある。

③ 障害者制度改革推進本部

国連障害者権利条約の批准に必
要な国内法体制を整える。その象
徴が障害者差別禁止法。差別の中
の合理的配慮に反するもの議論
をつめる。福祉・社会・雇用・教

育の在り方を含めて議論。改革の
エンジン役として、障害当事者が
過半数十有識者から成る推進会議
を設け、その中で論点を整理し、
意見を開陳し合う。「障害者等が
当たり前に地域で暮らせる、地域の
一員として共に生活できる社会を
つくる(民主党マニフェスト・
政策目的)」「可能な限り障害者に
地域で当たり前の生活をしてもら
うための支援策を講じていく。推
進会議の中で、論点として主に
「権利規定を明文化する必要性」、
「域移行プログラムの法定化と期
限の設定」、「地域移行支援策の法
定化」、「障害者の地域生活のため
の財政負担の強化」、「地域間格
差」の4点が出ている。今夏、全
般の制度改革の基本的な方針を取
りまとめ、推進本部にあげ、閣議
決定し政府の見解として取りまと
める。

④ 新体系への移行について

①3 障害の一元化。出遅れていた
精神障害者に対する福祉サービ
スの底上げを図り、重複障害が
増えていく中で、障害の特性に
配慮をしながら、総合的な障害
への対応をできるだけの力を各
事業所に持って欲しい。

○人材の育成・蓄積という意味で
の、地域に根を張った入所施設。
障害者改革推進会議で、今後展
開されるのは施設解体論。施設・
入所機能といったものを無くす
どころか、減らすわけにもいか
ないという意見があるため、真
剣に議論していく。

○グループホーム・ケアホームの
整備と相談支援事業の充実が柱。
⑥ 地域生活のイメージ

住まいの場がしっかりあり、そ
の住まいに届けられるサービスをし
っかりコーディネートでき、相
談支援体制が充実する。ネット
ワークによって地域が地域福祉の
厚みの中で、この住まいに住む障
害者を24時間365日の安心を保
障していく。退所理由の地域生活
移行は半分。5千人のうち、3分
の1が家庭に復帰をされたが、グ



社会福祉法人誠心会 地域生活相談室せんとらる